（復興整備事業に係る記載事項）

第二十七条　法第四十六条第二項第四号の内閣府令・防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

2　前項に定める事項のほか、被災関連市町村等は、法第四十六条第二項第四号の内閣府令・防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更）

第二十八条　法第四十六条第七項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（会議における協議が困難な場合の理由）

第三十条　法第四十八条第二項の内閣府令・防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（届出の対象となる事項）

第三十三条　法第六十四条第四項の内閣府令・防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三十四条　法第六十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第三十六条　令第十条の内閣府令・防災庁令で定める様式は、別記様式第十とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この庁令は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

省　令

○総務省令第百二十二号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第二十一条第六項、第二十二条第三項及び第百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（在外投票人証の記載事項の変更等）	（在外投票人証の記載事項の変更等）
第十四条　［略］	**第十四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］